業務広告に関する運用指針

（趣　旨）

第１条　この運用指針は、業務広告に関する規則（以下「この規則」という。）に基づき、会員が業務広告をする場合の運用の指針を定めるとともに広告事例を集積して、広告基準の解釈運用に資するものとする。

（看板等の掲示についての考え方）

第２条　屋外広告物（看板等）は、美観風致、安全面などから各種法律や地方自治体の条例において、面積、形状、色彩などが事細かに規制されており、当然これらの法令に従うとともに会則及びこの規則の遵守が求められる。

（禁止される広告についての考え方）

第３条　広告する内容は、この規則第５条に抵触しない限り原則自由である。しかし、抵触することが明らかでなくても疑義のある広告は、避けるよう務めること。

１　事実に合致していない広告の例

・　経歴等を偽った表示。

・　実体のない「××研究会」、「○○会」等の団体名を名乗ること。

・　事実に反して「表示登記において県内実績ナンバーワン」と表示すること。

２　誤導又は誤認のおそれのある広告の例

・　他の土地家屋調査士あるいは調査士法人より著しく優良又は有利であるとするもの。

３　土地家屋調査士の品位又は信用を損なうおそれのある広告の例

・　国民からみて、奇異、低俗、過大、派手すぎるもの、不快感を与えるもの等。

（改　廃）

第４条　この運用指針の改廃は、理事会にて決するものとする。

附　則

１　この運用指針は、平成16年９月８日から施行する。